

議案第43号

大津市監査委員条例の一部を改正する条例の制定について

令和7年2月19日提出

大津市長 佐藤 健 司

大津市監査委員条例の一部を改正する条例

大津市監査委員条例（昭和31年条例第18号）の一部を次のように改正する。

第8条第3項中「第22条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第 4 4 号

大津市公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例の制定について

令和 7 年 2 月 1 9 日提出

大 津 市 長 佐 藤 健 司

大津市公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例

大津市公衆浴場法施行条例（平成 2 4 年条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項第 1 4 号ウ中「大腸菌群」を「大腸菌」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 4 5 号

大津市下水道条例の一部を改正する条例の制定について

令和 7 年 2 月 1 9 日提出

大 津 市 長 佐 藤 健 司

大津市下水道条例の一部を改正する条例

大津市下水道条例（昭和 4 3 年条例第 3 6 号）の一部を次のように改正する。

第 1 3 条第 1 2 号中「大腸菌群数」を「大腸菌数」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

大津市子ども・子育て支援法に基づく特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業
の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

令和7年2月19日提出

大津市長 佐藤 健 司

大津市子ども・子育て支援法に基づく特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業
の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

大津市子ども・子育て支援法に基づく特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第60号）の一部を次のように改正する。

第42条第1項中「第5項」を「第7項」に改め、同項第1号中「を行う」を「（次項において「保育内容支援」という。）を実施する」に改め、同項第3号中「第4項第1号」を「第6項第1号」に改め、同条中第9項を第11項とし、第4項から第8項までを2項ずつ繰り下げ、同条第3項中「前項の場合において、特定地域型保育事業者は」を「前項各号の代替保育連携協力者とは、第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者であって」に、「者を代替保育提供者として適切に確保しなければならない」を「ものをいう」に改め、同項第1号中「当該」及び「（家庭的保育事業等基準条例第6条第3項第1号に規定する小規模保育事業A型事業者等をいう。次号において同じ。）」を削り、同項を同条第5項とし、同条第2項中「全てを満たす」を「いずれかに該当する」に、「前項第2号の」を「第1項第2号の」に改め、同項各号を次のように改め、同項を同条第4項とする。

- (1) 特定地域型保育事業者が代替保育連携協力者を適切に確保した場合には、次に掲げる要件のいずれにも該当すると市長が認めること。

ア 特定地域型保育事業者と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

(2) 市長が特定地域型保育事業者による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもなお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。

第42条第1項の次に次の2項を加える。

2 市長は、特定地域型保育事業者による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当すると認めるときは、前項第1号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 特定地域型保育事業者が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。

(2) 次に掲げる要件のいずれにも該当すること。

ア 特定地域型保育事業者と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

3 前項各号の保育内容支援連携協力者とは、家庭的保育事業等基準条例第27条に規定する小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（第5項において「小規模保育事業A型事業者等」という。）であって、第1項第1号に掲げる事項に係る連携協力を行うものをいう。

附則第4条中「10年」を「15年」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第 47 号

大津市認定こども園の認定の要件を定める条例の一部を改正する条例の制定について

令和 7 年 2 月 19 日提出

大 津 市 長 佐 藤 健 司

大津市認定こども園の認定の要件を定める条例の一部を改正する条例

大津市認定こども園の認定の要件を定める条例（平成 31 年条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 8 項第 2 号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

議案第48号

大津市就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に
基づく幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を
定める条例の一部を改正する条例の制定について

令和7年2月19日提出

大津市長 佐藤 健 司

大津市就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に
基づく幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を
定める条例の一部を改正する条例

大津市就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保
連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年
条例第61号）の一部を次のように改正する。

第12条第2号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

附則第3条中「10年」を「12年」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、附則第3条の改正規定は、公布の日か
ら施行する。

大津市児童福祉法に基づく家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例の制定について

令和7年2月19日提出

大津市長 佐藤 健 司

大津市児童福祉法に基づく家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例

大津市児童福祉法に基づく家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第62号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「第4項第1号」を「第6項第1号」に改め、同項第1号中「を行う」を「（次項において「保育内容支援」という。）を実施する」に改め、同項第3号中「限る」の次に「。以下この号及び第6項第1号において同じ」を加え、同条中第5項を第7項とし、第4項を第6項とし、同条第3項中「前項の場合において、家庭的保育事業者等は」を「前項各号の代替保育連携協力者とは、第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者であつて」に、「者を第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない」を「ものをいう」に改め、同項第1号中「当該」を削り、「第27条に規定する小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。）」を「小規模保育事業A型事業者等」に改め、同項を同条第5項とし、同条第2項中「いずれにも」を「いずれかに」に、「前項第2号」を「第1項第2号」に改め、同項各号を次のように改め、同項を同条第4項とする。

- (1) 家庭的保育事業者等が代替保育連携協力者を適切に確保した場合には、次に掲げる要件のいずれにも該当すると市長が認めること。

ア 家庭的保育事業者等と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所

在が明確化されていること。

イ 代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

(2) 市長が家庭的保育事業者等による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもなお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。

第6条第1項の次に次の2項を加える。

2 市長は、家庭的保育事業者等による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であつて、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当すると認めるときは、前項第1号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 家庭的保育事業者等が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。

(2) 次に掲げる要件のいずれにも該当すること。

ア 家庭的保育事業者等と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

3 前項各号の保育内容支援連携協力者とは、第27条に規定する小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（第5項において「小規模保育事業A型事業者等」という。）であつて、第1項第1号に掲げる事項に係る連携協力を行うものをいう。

第16条第1項第2号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

附則第4項中「10年」を「15年」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第50号

大津市児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例
の一部を改正する条例の制定について

令和7年2月19日提出

大津市長 佐藤 健 司

大津市児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例
の一部を改正する条例

大津市児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24
年条例第52号）の一部を次のように改正する。

第35条第2号及び第37条第2号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第 51 号

大津市社会福祉法に基づく女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例の制定について

令和 7 年 2 月 19 日提出

大 津 市 長 佐 藤 健 司

大津市社会福祉法に基づく女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例

大津市社会福祉法に基づく女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成
24 年条例第 53 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条第 1 項第 3 号中「栄養士」の次に「若しくは管理栄養士」を加える。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 5.2 号

大津市児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について

令和 7 年 2 月 1 9 日提出

大 津 市 長 佐 藤 健 司

大津市児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

大津市児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成 3 1 年条例第 3 1 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条第 1 項及び第 6 項中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

議案第53号

大津市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定
障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正す
る条例の制定について

令和7年2月19日提出

大津市長 佐藤 健 司

大津市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定
障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正す
る条例

大津市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支
援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年条例第4号）の一部を次
のように改正する。

第38条第5項中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第54号

大津市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

令和7年2月19日提出

大津市長 佐藤 健司

大津市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

大津市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年条例第5号）の一部を次のように改正する。

第30条第5項中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第 55 号

大津市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定
障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一
部を改正する条例の制定について

令和 7 年 2 月 19 日提出

大 津 市 長 佐 藤 健 司

大津市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定
障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一
部を改正する条例

大津市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉
サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成 25 年条例第 7 号）
の一部を次のように改正する。

第 89 条第 4 項中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 56 号

大津市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

令和 7 年 2 月 19 日提出

大 津 市 長 佐 藤 健 司

大津市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

大津市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 25 年条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 45 条第 4 項中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 57 号

大津市老人福祉法に基づく養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例の制定について

令和 7 年 2 月 19 日提出

大 津 市 長 佐 藤 健 司

大津市老人福祉法に基づく養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例

大津市老人福祉法に基づく養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成
25 年条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 12 条第 1 項中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加え、同条第 11 項中「の生活相談
員、栄養士」の次に「若しくは管理栄養士」を加え、同項第 1 号から第 3 号までの規定中「栄養
士」の次に「若しくは管理栄養士」を加え、同項第 4 号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」
を加える。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

議案第58号

大津市老人福祉法に基づく特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

令和7年2月19日提出

大津市長 佐藤 健 司

大津市老人福祉法に基づく特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

大津市老人福祉法に基づく特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年条例第10号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

第45条第1項中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加え、同条第9項中「の生活相談員、栄養士」の次に「若しくは管理栄養士」を加え、同項第1号から第3号までの規定中「栄養士」の次に「若しくは管理栄養士」を加え、同項第4号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加え、同条第12項中「栄養士」の次に「若しくは管理栄養士」を加える。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第 59 号

大津市社会福祉法に基づく軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例の制定について

令和 7 年 2 月 19 日提出

大 津 市 長 佐 藤 健 司

大津市社会福祉法に基づく軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例

大津市社会福祉法に基づく軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成
25 年条例第 11 号）の一部を次のように改正する。

第 11 条第 1 項中「栄養士との」を「栄養士若しくは管理栄養士との」に、「栄養士を」を「栄
養士又は管理栄養士を」に改め、同項第 4 号及び同条第 9 項中「栄養士」の次に「又は管理栄養
士」を加える。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 60 号

大津市生活保護法に基づく保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

令和 7 年 2 月 19 日提出

大 津 市 長 佐 藤 健 司

大津市生活保護法に基づく保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

大津市生活保護法に基づく保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 24 年条例第 54 号）の一部を次のように改正する。

第 14 条第 1 項第 6 号及び第 23 条第 1 項第 6 号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 61 号

大津市介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について

令和 7 年 2 月 19 日提出

大 津 市 長 佐 藤 健 司

大津市介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

大津市介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成 25 年条例第 15 号）の一部を次のように改正する。

第 148 条第 1 項、第 183 条第 1 項並びに第 190 条第 1 項第 1 号、第 2 号及び第 4 号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 6 2 号

大津市介護保険法に基づく指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について

令和 7 年 2 月 1 9 日提出

大 津 市 長 佐 藤 健 司

大津市介護保険法に基づく指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

大津市介護保険法に基づく指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成 2 5 年条例第 1 6 号）の一部を次のように改正する。

第 1 3 0 条第 1 項、第 1 6 7 条第 1 項並びに第 1 7 4 条第 1 項第 1 号、第 2 号及び第 4 号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 63 号

大津市介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について

令和 7 年 2 月 19 日提出

大 津 市 長 佐 藤 健 司

大津市介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

大津市介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成 25 年条例第 17 号）の一部を次のように改正する。

第 152 条第 13 項中「、栄養士又は」を「、栄養士若しくは管理栄養士又は」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 6 4 号

大津市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

令和 7 年 2 月 1 9 日提出

大 津 市 長 佐 藤 健 司

大津市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

大津市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例（平成 2 4 年条例第 5 5 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 6 号中「第 2 1 条第 2 項第 1 号」を「第 2 2 条第 2 項第 1 号」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 6 月 1 日から施行する。

大津市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

令和 7 年 2 月 1 9 日提出

大 津 市 長 佐 藤 健 司

大津市手数料条例の一部を改正する条例

大津市手数料条例¹(平成 1 2 年条例第 1 2 号)の一部を次のように改正する。

別表第 1 8 項第 1 号を次のように改める。

- (1) 建築基準法(昭和 2 5 年法律第 2 0 1 号)第 6 条第 1 項(同法第 8 7 条第 1 項において準用する場合を含む。)の規定に基づく建築物に関する確認申請又は同法第 1 8 条第 2 項(同法第 8 7 条第 1 項において準用する場合を含む。)の規定に基づく建築物の計画の通知に対する審査

ア イに掲げる場合以外の場合

床面積の合計	金額(1 件につき)
3 0 平方メートル以内のもの	1 8, 0 0 0 円(構造計算書の添付を要しないものにあつては、1 7, 0 0 0 円)
3 0 平方メートルを超え 1 0 0 平方メートル以内のもの	2 7, 0 0 0 円(構造計算書の添付を要しないものにあつては、2 6, 0 0 0 円)
1 0 0 平方メートルを超え 2 0 0 平方メートル以内のもの	4 1, 0 0 0 円(構造計算書の添付を要しないものにあつては、3 7, 0 0 0 円)
2 0 0 平方メートルを超え 3 0 0 平方メートル以内のもの	4 6, 0 0 0 円(構造計算書の添付を要しないものにあつては、4 0, 0 0 0 円)
3 0 0 平方メートルを超え 5 0 0 平方メートル以内のもの	5 5, 0 0 0 円
5 0 0 平方メートルを超え 1, 0 0 0 平方メートル以内のもの	9 6, 0 0 0 円

1, 000平方メートルを超え2, 000平方メートル以内のもの	150, 000円
2, 000平方メートルを超え5, 000平方メートル以内のもの	240, 000円
5, 000平方メートルを超え10, 000平方メートル以内のもの	300, 000円
10, 000平方メートルを超え50, 000平方メートル以内のもの	470, 000円
50, 000平方メートルを超えるもの	790, 000円

備考 床面積の合計は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ定める面積について算定する。

(7) 建築物を建築する場合（(4)に掲げる場合及び移転する場合を除く。） 当該建築に係る部分の床面積

(4) 確認を受け、又は適合すると認められた建築物の計画の変更（以下この備考において「計画の変更」という。）をして建築物を建築する場合（移転する場合を除く。） 当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積）

(6) 建築物を移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又はその用途を変更する場合（(4)に掲げる場合を除く。） 当該移転、修繕、模様替又は用途の変更に係る部分の床面積の2分の1

(4) 計画の変更をして、建築物を移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又はその用途を変更する場合 当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1

イ 当該申請又は通知（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）第11条第6項に規定する適合判定通知書又はその写しの提出がないものに限る。）に係る建築物の建築が、容易確認特定建築行為（同条第1項ただし書の国土交通省令で定める特定建築行為（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第2条第1項第1号に掲げる建築行為に該当するものに限る。）又は同法第12条第2項ただし書の国土交通省令で定める特定建築行為（同号に掲げる建築行為に該当するものに限る。）をいう。以下このイにおいて同じ。）である場合 アに掲げる床面積の合計の区分に応じて定める金額に、次の(7)又は(4)に掲げる当該申請又は通知に係る建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ当該(7)又は(4)に定める金

額（容易確認特定建築行為に係る建築物が2以上ある場合は、建築物ごとの床面積の合計の区分に応じて定める金額を合算した額とする。）を合算した金額

(7) 一戸建て住宅

床面積の合計	金額（1件につき）
200平方メートル未満のもの	16,000円
200平方メートル以上のもの	17,000円

備考 床面積の合計は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ定める面積について算定する。

(a) 建築物を建築する場合（(b)に掲げる場合を除く。） 当該建築に係る部分の床面積

(b) 確認を受け、又は適合すると認められた建築物の計画の変更をして建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第2条第1項第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準（(i)において「建築物エネルギー消費性能基準」という。）に適合しようとする場合 当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積）

(i) 共同住宅又は長屋住宅

床面積の合計	金額（1件につき）
300平方メートル未満のもの	27,000円
300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	40,000円
2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	62,000円
5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	79,000円
10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	161,000円
25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	293,000円
50,000平方メートル以上のもの	558,000円

備考 床面積の合計は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ定める面積について算定する。

(a) 建築物を建築する場合（(b)に掲げる場合を除く。） 当該建築に係る部分の床面

積

- (b) 確認を受け、又は適合すると認められた建築物の計画の変更をして建築物エネルギー消費性能基準に適合しようとする場合 当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積）

別表第18項第2号ア中「26,000円」を「27,000円」に、「11,000円」を「12,000円」に改め、同号イ中「14,000円」を「17,000円」に、「6,000円」を「6,900円」に改め、同項第3号ア中「24,000円」を「25,000円」に改め、同号イ中「13,000円」を「16,000円」に改め、同項第4号ア及びイを次のように改める。

ア イに掲げる場合以外の場合

床面積の合計	金額（1件につき）
30平方メートル以内のもの	19,000円
30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの	29,000円
100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの	36,000円
200平方メートルを超え300平方メートル以内のもの	39,000円
300平方メートルを超え500平方メートル以内のもの	47,000円
500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	66,000円
1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	85,000円
2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	150,000円
5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	190,000円
10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの	290,000円
50,000平方メートルを超えるもの	560,000円

備考 床面積の合計は、建築物を建築する場合（移転する場合を除く。）にあっては当該建築に係る部分の床面積について算定し、建築物を移転し、又はその大規模の修繕若しくは大規模の模様替をする場合にあっては当該移転、修繕又は模様替に係る部分の床面積

の2分の1について算定する。

イ 当該申請又は通知に係る建築物が、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第1項に規定する要確認特定建築行為又は同法第12条第2項に規定する要通知特定建築行為に係る建築物（以下この項において「要確認特定建築行為等に係る建築物」という。）である場合 アに掲げる床面積の合計の区分に応じて定める金額に、次の(Ⅱ)から(Ⅲ)までに掲げる当該申請又は通知に係る建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ当該(Ⅱ)から(Ⅲ)までに定める金額（要確認特定建築行為等に係る建築物が2以上ある場合は、建築物ごとの床面積の合計の区分に応じて定める金額を合算した額とする。）を合算した金額

(Ⅱ) 当該申請又は通知に係る建築物の全部が住宅の用途以外の用途に供するものであるとき

床面積の合計	金額（1件につき）
300平方メートル未満のもの	9,400円
300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	16,000円
1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	27,000円
2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	81,000円
5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	127,000円
10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	161,000円
25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	201,000円
50,000平方メートル以上のもの	282,000円

備考 床面積の合計は、当該建築物の床面積（建築物の増築又は改築をする場合にあっては、当該増築又は改築する部分の床面積）について算定する。

(Ⅲ) 当該申請又は通知に係る建築物の全部が住宅の用途に供するものであるとき

a 一戸建て住宅 1件につき 4,700円

b 共同住宅又は長屋住宅

床面積の合計	金額（1件につき）
300平方メートル未満のもの	9,400円

300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	20,000円
2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	45,000円
5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	81,000円
10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	129,000円
25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	196,000円
50,000平方メートル以上のもの	297,000円

備考 床面積の合計は、当該建築物の床面積（建築物の増築又は改築をする場合にあっては、当該増築又は改築する部分の床面積）について算定する。

- (ウ) 当該申請又は通知に係る建築物の一部が住宅の用途に供するものであるとき 住宅の用途以外の用途に供する部分について(イ)に掲げる床面積の合計の区分に応じて定める金額に、住宅の用途に供する部分について(ロ)に掲げる建築物の区分に応じて定める金額を合算した金額

別表第18項第5号中「34,000円」を「32,000円」に、「19,000円」を「18,000円」に改め、同項第7号ア中「特定建築行為等に係る建築物以外の建築物である」を「イに掲げる場合以外の」に改め、同号アの表中「17,000円」を「16,000円」に、

「31,000円」を「30,000円」に、

200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの

43,000円

を

200平方メートルを超え300平方メートル以内のもの

300平方メートルを超え500平方メートル以内のもの

35,000円
43,000円

に、「64,000円」を「62,000円」に、

「82,000円」を「79,000円」に、「290,000円」を「280,000円」に、「560,000円」を「550,000円」に改め、同号イ中「特定建築行為等に係る建築物」を「要確認特定建築行為等に係る建築物」に改め、同項第8号中「32,000円」を「30,000円」に、「19,000円」を「18,000円」に改め、同項第9号の表中

「17,000円」を「16,000円」に、

200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの

42,000円

を

200平方メートルを超え300平方メートル以内のもの

300平方メートルを超え500平方メートル以内のもの

35,000円
41,000円

に、「63,000円」を「60,000円」に、

1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの

80,000円

を

1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの

77,000円

に、

「280,000円」を「270,000円」に、「510,000円」を「490,000円」に改め、同項第10号中「25,000円」を「28,000円」に、「15,000円」を「17,000円」に改め、同項第11号中「17,000円」を「20,000円」に改め、同項第12号中「120,000円」を「130,000円」に改め、同項第13号中「27,000円」を「32,000円」に改め、同項第14号及び第15号中「33,000円」を「37,000円」に改め、同項第16号中「27,000円」を「32,000円」に改め、同項第19号中「180,000円」を「170,000円」に、「110,000円」を

「100,000円」に、「130,000円」を「140,000円」に改め、同項第21号中「27,000円」を「32,000円」に改め、同項第23号及び第24号中「33,000円」を「37,000円」に改め、同項第26号、第30号、第35号、第37号、第38号及び第40号から第42号までの規定中「27,000円」を「32,000円」に改め、同項第44号中「120,000円」を「140,000円」に改め、同項第46号及び第47号中「78,000円」を「85,000円」に、「28,000円」を「26,000円」に改め、同項第48号及び第49号中「28,000円」を「26,000円」に改め、同項第50号中「78,000円」を「85,000円」に、「28,000円」を「26,000円」に改め、同項第51号及び第52号中「28,000円」を「26,000円」に改め、同項第53号中「6,400円」を「7,000円」に改め、同項第54号から第56号までの規定中「27,000円」を「32,000円」に改め、同項第57号中「120,000円」を「140,000円」に改め、同項第59号及び第60号中「27,000円」を「32,000円」に改め、別表第60項第1号中「第12条第1項又は第13条第2項」を「第11条第1項又は第12条第2項」に、「に係る審査」を「(同法第11条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能適合性判定をいう。以下この項において同じ。)に係る審査」に改め、同号ア中「建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けようとする建築物の全部が基準省令第10条第1号に規定する工場等(以下この項において「工場等」という。)の用途以外の用途に供するものである」を「イからエまでに掲げる場合以外の」に改め、同号ア(7)の表中「230,000円」を「242,000円」に、「290,000円」を「300,000円」に、「362,000円」を「383,000円」に、「510,000円」を「541,000円」に、「625,000円」を「663,000円」に、「736,000円」を「781,000円」に、「838,000円」を「889,000円」に、「1,041,000円」を「1,105,000円」に改め、同表備考中「非住宅部分の床面積(建築物の増築又は改築をする場合において、当該建築物について建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第2条第1項第2号に規定するエネルギー消費性能に係る計算その他の計算を要しない既存部分があるときは、当該既存部分の床面積を除く)」を「床面積(建築物の増築又は改築をする場合にあっては、当該増築又は改築をする部分の床面積)」に改め、同号ア(4)の表中「89,000円」を「94,000円」に、「114,000円」を「118,000円」に、「145,000円」を「153,000円」に、「230,000円」を「244,000円」に、「298,000円」を「316,000円」に、「357,000円」を「378,000円」に、

「417,000円」を「443,000円」に、「538,000円」を「572,000円」に改め、同表備考中「非住宅部分の床面積（建築物の増築又は改築をする場合において、当該建築物について建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第2条第1項第2号に規定するエネルギー消費性能に係る計算その他の計算を要しない既存部分があるときは、当該既存部分の床面積を除く）」を「床面積（建築物の増築又は改築をする場合にあっては、当該増築又は改築をする部分の床面積）」に改め、同号イ中「全部が」の次に「基準省令第10条第1号に規定する」を加え、同号イ(7)の表中「33,000円」を「34,000円」に、「45,000円」を「46,000円」に、「102,000円」を「105,000円」に、「149,000円」を「154,000円」に、「183,000円」を「190,000円」に、「226,000円」を「234,000円」に、「311,000円」を「323,000円」に改め、同表備考中「において、当該建築物について建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第2条第1項第2号に規定するエネルギー消費性能に係る計算その他の計算を要しない既存部分があるときは、当該既存部分の床面積を除く」を「あっては、当該増築又は改築する部分の床面積」に改め、同号イ(4)の表中「21,000円」を「22,000円」に、「28,000円」を「29,000円」に、「40,000円」を「41,000円」に、「95,000円」を「98,000円」に、「142,000円」を「147,000円」に、「175,000円」を「182,000円」に、「216,000円」を「224,000円」に、「300,000円」を「311,000円」に改め、同表備考中「において、当該建築物について建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第2条第1項第2号に規定するエネルギー消費性能に係る計算その他の計算を要しない既存部分があるときは、当該既存部分の床面積を除く」を「あっては、当該増築又は改築をする部分の床面積」に改め、同号ウ中「一部が工場等」を「全部が住宅」に改め、同号ウ(7)及び(4)を次のように改める。

(7) (4)及び(4)に掲げるとき以外のとき

a 一戸建て住宅

床面積の合計	金額（1棟につき）
200平方メートル未満のもの	44,000円
200平方メートル以上のもの	48,000円

備考 床面積の合計は、当該建築物の床面積（建築物の増築又は改築をする場合にあっては、当該増築又は改築をする部分の床面積。以下この備考において同じ。）について算定する。ただし、建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた建築物の建

建築物エネルギー消費性能確保計画の変更をして当該建築物の新築、増築又は改築をする場合にあっては、当該建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積）について算定するものとする。

b 共同住宅又は長屋住宅

床面積の合計	金額（1棟につき）
300平方メートル未満のもの	80,000円
300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	126,000円
2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	207,000円
5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	293,000円
10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	566,000円
25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	992,000円
50,000平方メートル以上のもの	1,815,000円

備考 床面積の合計は、当該建築物の床面積（建築物の増築又は改築をする場合にあっては、当該増築又は改築をする部分の床面積。以下この備考において同じ。）について算定する。ただし、建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた建築物の建築物エネルギー消費性能確保計画の変更をして当該建築物の新築、増築又は改築をする場合にあっては、当該建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積）について算定するものとする。

- (4) 仕様基準等（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第2条第1項第1号イに規定する基準及び同号ロに規定する基準をいう。エにおいて同じ。）に適合するものとして建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けようとするとき

a 一戸建て住宅

床面積の合計	金額（1棟につき）
200平方メートル未満のもの	23,000円
200平方メートル以上のもの	24,000円

備考 床面積の合計は、当該建築物の床面積（建築物の増築又は改築をする場合にあっては、当該増築又は改築をする部分の床面積。以下この備考において同じ。）について算定する。ただし、建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた建築物の建築物エネルギー消費性能確保計画の変更をして当該建築物の新築、増築又は改築をする場合にあっては、当該建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積）について算定するものとする。

b 共同住宅又は長屋住宅

床面積の合計	金額（1棟につき）
300平方メートル未満のもの	38,000円
300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	62,000円
2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	109,000円
5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	162,000円
10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	292,000円
25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	491,000円
50,000平方メートル以上のもの	857,000円

備考 床面積の合計は、当該建築物の床面積（建築物の増築又は改築をする場合にあっては、当該増築又は改築をする部分の床面積。以下この備考において同じ。）について算定する。ただし、建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた建築物の建築物エネルギー消費性能確保計画の変更をして当該建築物の新築、増築又は改築をする場合にあっては、当該建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積）について算定するものとする。

別表第60項第1号ウに次のように加える。

- (ウ) 併用基準（基準省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(2)に規定する基準、同号イ(2)及びロ(1)に規定する基準、同号イ(1)及び基準省令第10条第2号ロ(2)に規定する基準並びに基準省令第1条第1項第2号ロ(1)及び基準省令第10条第2号イ(2)に規定する基準をい

う。エにおいて同じ。)に適合するものとして建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けようとするとき

a 一戸建て住宅

床面積の合計	金額 (1棟につき)
200平方メートル未満のもの	34,000円
200平方メートル以上のもの	36,000円

備考 床面積の合計は、当該建築物の床面積（建築物の増築又は改築をする場合にあっては、当該増築又は改築をする部分の床面積。以下この備考において同じ。）について算定する。ただし、建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた建築物の建築物エネルギー消費性能確保計画の変更をして当該建築物の新築、増築又は改築をする場合にあっては、当該建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積）について算定するものとする。

b 共同住宅又は長屋住宅

床面積の合計	金額 (1棟につき)
300平方メートル未満のもの	59,000円
300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	94,000円
2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	158,000円
5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	227,000円
10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	430,000円
25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	743,000円
50,000平方メートル以上のもの	1,336,000円

備考 床面積の合計は、当該建築物の床面積（建築物の増築又は改築をする場合にあっては、当該増築又は改築をする部分の床面積。以下この備考において同じ。）について算定する。ただし、建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた建築物の建築物エネルギー消費性能確保計画の変更をして当該建築物の新築、増築又は改築をする場合にあっては、当該建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る部分の

床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積）
について算定するものとする。

別表第60項第1号に次のように加える。

エ 建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けようとする建築物の一部が住宅の用途に供
するものである場合 住宅の用途以外の用途に供する部分についてア又はイに掲げる区
分に応じて定める金額に、住宅の用途に供する部分について次に掲げる区分に応じて定め
る金額を合算した金額

(7) (i)及び(ii)に掲げるとき以外のとき

a 一戸建て住宅

床面積の合計	金額（1棟につき）
200平方メートル未満のもの	44,000円（当該建築物の建築が建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第2条第1項第2号又は第3号に掲げる建築行為に該当することを確認できる書面（以下このエにおいて「確認書」という。）の添付がなされたものにあつては、6,600円）
200平方メートル以上のもの	48,000円（確認書の添付がなされたものにあつては、6,600円）

備考 床面積の合計は、当該建築物の床面積（建築物の増築又は改築をする場合にあつては、当該増築又は改築をする部分の床面積。以下この備考において同じ。）について算定する。ただし、建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた建築物の建築物エネルギー消費性能確保計画の変更をして当該建築物の新築、増築又は改築をする場合にあつては、当該建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積）について算定するものとする。

b 共同住宅又は長屋住宅

床面積の合計	金額（1棟につき）
300平方メートル未満のもの	80,000円（全ての住戸に係る確認書の添付がなされたものにあつては、11,000円）

300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	126,000円（全ての住戸に係る確認書の添付がなされたものにあつては、22,000円）
2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	207,000円（全ての住戸に係る確認書の添付がなされたものにあつては、47,000円）
5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	293,000円（全ての住戸に係る確認書の添付がなされたものにあつては、83,000円）
10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	566,000円（全ての住戸に係る確認書の添付がなされたものにあつては、132,000円）
25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	992,000円（全ての住戸に係る確認書の添付がなされたものにあつては、198,000円）
50,000平方メートル以上のもの	1,815,000円（全ての住戸に係る確認書の添付がなされたものにあつては、299,000円）

備考 床面積の合計は、当該建築物の床面積（建築物の増築又は改築をする場合にあつては、当該増築又は改築をする部分の床面積。以下この備考において同じ。）について算定する。ただし、建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた建築物の建築物エネルギー消費性能確保計画の変更をして当該建築物の新築、増築又は改築をする場合にあつては、当該建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積）について算定するものとする。

- (4) 仕様基準等に適合するものとして建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けようとするとき

a 一戸建て住宅

床面積の合計	金額（1棟につき）
200平方メートル未満のもの	23,000円（確認書の添付がなされたものにあつては、6,600円）
200平方メートル以上のもの	24,000円（確認書の添付がなされたものにあつては、6,600円）

備考 床面積の合計は、当該建築物の床面積（建築物の増築又は改築をする場合にあ

っては、当該増築又は改築をする部分の床面積。以下この備考において同じ。）について算定する。ただし、建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた建築物の建築物エネルギー消費性能確保計画の変更をして当該建築物の新築、増築又は改築をする場合にあっては、当該建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積）について算定するものとする。

b 共同住宅又は長屋住宅

床面積の合計	金額（1棟につき）
300平方メートル未満のもの	38,000円（全ての住戸に係る確認書の添付がなされたものにあっては、11,000円）
300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	62,000円（全ての住戸に係る確認書の添付がなされたものにあっては、22,000円）
2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	109,000円（全ての住戸に係る確認書の添付がなされたものにあっては、47,000円）
5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	162,000円（全ての住戸に係る確認書の添付がなされたものにあっては、83,000円）
10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	292,000円（全ての住戸に係る確認書の添付がなされたものにあっては、132,000円）
25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	491,000円（全ての住戸に係る確認書の添付がなされたものにあっては、198,000円）
50,000平方メートル以上のもの	857,000円（全ての住戸に係る確認書の添付がなされたものにあっては、299,000円）

備考 床面積の合計は、当該建築物の床面積（建築物の増築又は改築をする場合にあっては、当該増築又は改築をする部分の床面積。以下この備考において同じ。）について算定する。ただし、建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた建築物の建築物エネルギー消費性能確保計画の変更をして当該建築物の新築、増築又は改築をする場合にあっては、当該建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る部分の

床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積）について算定するものとする。

(7) 併用基準に適合するものとして建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けようとするとき

a 一戸建て住宅

床面積の合計	金額（1棟につき）
200平方メートル未満のもの	34,000円（確認書の添付がなされたものにあっては、6,600円）
200平方メートル以上のもの	36,000円（確認書の添付がなされたものにあっては、6,600円）

備考 床面積の合計は、当該建築物の床面積（建築物の増築又は改築をする場合にあっては、当該増築又は改築をする部分の床面積。以下この備考において同じ。）について算定する。ただし、建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた建築物の建築物エネルギー消費性能確保計画の変更をして当該建築物の新築、増築又は改築をする場合にあっては、当該建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積）について算定するものとする。

b 共同住宅又は長屋住宅

床面積の合計	金額（1棟につき）
300平方メートル未満のもの	59,000円（全ての住戸に係る確認書の添付がなされたものにあっては、11,000円）
300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	94,000円（全ての住戸に係る確認書の添付がなされたものにあっては、22,000円）
2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	158,000円（全ての住戸に係る確認書の添付がなされたものにあっては、47,000円）
5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	227,000円（全ての住戸に係る確認書の添付がなされたものにあっては、83,000円）
10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	430,000円（全ての住戸に係る確認書の添付がなされたものにあっては、132,000円）

25,000平方メートル以上 50,000平方メートル未満のもの	743,000円（全ての住戸に係る確認書の添付がなされたものにあつては、198,000円）
50,000平方メートル以上のもの	1,336,000円（全ての住戸に係る確認書の添付がなされたものにあつては、299,000円）

備考 床面積の合計は、当該建築物の床面積（建築物の増築又は改築をする場合にあつては、当該増築又は改築をする部分の床面積。以下この備考において同じ。）について算定する。ただし、建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた建築物の建築物エネルギー消費性能確保計画の変更をして当該建築物の新築、増築又は改築をする場合にあつては、当該建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積）について算定するものとする。

別表第60項第2号中「第34条第1項」を「第29条第1項」に、「第35条第2項」を「第30条第2項」に改め、同号ア(7)の表中「230,000円」を「242,000円」に、「第35条第1項」を「第30条第1項」に、「290,000円」を「300,000円」に、「18,000円」を「19,000円」に、「362,000円」を「383,000円」に、「28,000円」を「30,000円」に、「510,000円」を「541,000円」に、「79,000円」を「83,000円」に、「625,000円」を「663,000円」に、「123,000円」を「130,000円」に、「736,000円」を「781,000円」に、「154,000円」を「164,000円」に、「838,000円」を「889,000円」に、「192,000円」を「204,000円」に、「1,041,000円」を「1,105,000円」に、「268,000円」を「284,000円」に改め、同号ア(8)の表中「89,000円」を「94,000円」に、「114,000円」を「118,000円」に、「18,000円」を「19,000円」に、「145,000円」を「153,000円」に、「28,000円」を「30,000円」に、「230,000円」を「244,000円」に、「79,000円」を「83,000円」に、「298,000円」を「316,000円」に、「123,000円」を「130,000円」に、「357,000円」を「378,000円」に、「154,000円」を「164,000円」に、「417,000円」を「443,000円」に、「192,000円」を「204,000円」に、「538,000円」を「572,000円」に、「268,000円」を「284,000円」に改め、同号イ(7) a

の表中「43,000円（登録住宅性能評価機関）」を「44,000円（登録住宅性能評価機関等）」に、「第35条第1項」を「第30条第1項」に、「6,000円」を「6,600円」に、「47,000円」を「48,000円」に改め、同号イ(ハ)の表中「76,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、11,000円）」を「80,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、11,000円）」に、「119,000円」を「126,000円」に、「21,000円」を「22,000円」に、「195,000円」を「207,000円」に、「44,000円」を「47,000円」に、「276,000円」を「293,000円」に、「78,000円」を「83,000円」に、「532,000円」を「566,000円」に、「124,000円」を「132,000円」に、「934,000円」を「992,000円」に、「186,000円」を「198,000円」に、「1,707,000円」を「1,815,000円」に、「282,000円」を「299,000円」に改め、同号イ(ハ) aの表中「22,000円」を「23,000円」に、「6,000円」を「6,600円」に、「23,000円」を「24,000円」に改め、同号イ(ハ) bの表中「36,000円」を「38,000円」に、「59,000円」を「62,000円」に、「21,000円」を「22,000円」に、「102,000円」を「109,000円」に、「44,000円」を「47,000円」に、「152,000円」を「162,000円」に、「78,000円」を「83,000円」に、「275,000円」を「292,000円」に、「124,000円」を「132,000円」に、「462,000円」を「491,000円」に、「186,000円」を「198,000円」に、「807,000円」を「857,000円」に、「282,000円」を「299,000円」に改め、同号イに次のように加える。

(ハ) 誘導併用基準に適合するものとして認定を受けようとするとき

a 一戸建て住宅

床面積の合計	金額（1棟につき）
200平方メートル未満のもの	34,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、6,600円）
200平方メートル以上のもの	36,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、6,600円）

b 共同住宅又は長屋住宅

床面積の合計	金額（1棟につき）
300平方メートル未満のもの	59,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、11,000円）

300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	94,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、22,000円）
2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	158,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、47,000円）
5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	227,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、83,000円）
10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	430,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、132,000円）
25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	743,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、198,000円）
50,000平方メートル以上のもの	1,336,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、299,000円）

別表第60項第2号ウ中「評価の方法の」を削り、「建築物の区分」を「区分」に改め、同項第3号中「第34条第1項」を「第29条第1項」に、「第35条第2項」を「第30条第2項」に改め、同項第4号中「第36条第1項」を「第31条第1項」に、「第35条第2項」を「第30条第2項」に、「第34条第2項第3号」を「第29条第2項第3号」に改め、同項第5号中「第36条第1項」を「第31条第1項」に、「第35条第2項」を「第30条第2項」に、「第36条第2項」を「第31条第2項」に改め、同項第6号を削り、同項第7号中「（平成28年国土交通省令第5号）第11条」を「第13条」に、「において、当該建築物について建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第2条第1項第2号に規定するエネルギー消費性能に係る計算その他の計算を要しない既存部分があるときは、当該既存部分の床面積を除く」を「あつては、当該増築又は改築をする部分の床面積。以下この号において同じ」に改め、同号を同項第6号とし、同項第8号中「第29条」を「第28条」に改め、同号を同項第7号とし、同項を同表第61項とし、同表第59項中「に基づく事務」を「（平成24年法律第84号）に基づく事務」に改め、同項第1号ア⑦の表中「231,000円」を「244,000円」に、「第15条第1項」を「第14条第1項」に、「292,000円」を「302,000円」に、「20,000円」を「21,000円」に、「364,000円」を「385,000円」に、「30,000円」を「32,000円」に、「512,000円」を「543,000円」に、「81,000円」を「85,000円」に、「627,000円」を「665,000円」に、

「125,000円」を「132,000円」に、「738,000円」を「783,000円」に、「156,000円」を「166,000円」に、「840,000円」を「891,000円」に、「194,000円」を「206,000円」に、「1,043,000円」を「1,107,000円」に、「270,000円」を「286,000円」に改め、同号ア(Ⅱ)の表中「91,000円」を「96,000円」に、「116,000円」を「120,000円」に、「20,000円」を「21,000円」に、「147,000円」を「155,000円」に、「30,000円」を「32,000円」に、「232,000円」を「246,000円」に、「81,000円」を「85,000円」に、「300,000円」を「318,000円」に、「125,000円」を「132,000円」に、「359,000円」を「380,000円」に、「156,000円」を「166,000円」に、「419,000円」を「445,000円」に、「194,000円」を「206,000円」に、「540,000円」を「574,000円」に、「270,000円」を「286,000円」に改め、同号イ(Ⅱ)中「、同号イ(1)及びロ(2)に規定する基準並びに同号イ(2)及びロ(1)に規定する基準」を削り、同号イ(Ⅱ) aの表中「45,000円」を「47,000円」に、「(次項において「登録住宅性能評価機関」を「その他規則で定める機関(次項において「登録住宅性能評価機関等」に、「、8,000円」を「、8,700円」に、「48,000円」を「50,000円」に改め、同号イ(Ⅱ) bの表中「77,000円」を「82,000円」に、「13,000円」を「14,000円」に、「121,000円」を「128,000円」に、「23,000円」を「24,000円」に、「197,000円」を「209,000円」に、「46,000円」を「49,000円」に、「278,000円」を「295,000円」に、「80,000円」を「85,000円」に、「534,000円」を「568,000円」に、「126,000円」を「134,000円」に、「936,000円」を「994,000円」に、「188,000円」を「200,000円」に、「1,709,000円」を「1,817,000円」に、「283,000円」を「301,000円」に改め、同号イ(Ⅱ) aの表中「24,000円」を「25,000円」に、「8,000円」を「8,700円」に、「25,000円」を「26,000円」に改め、同号イ(Ⅱ) bの表中「38,000円」を「40,000円」に、「13,000円」を「14,000円」に、「61,000円」を「64,000円」に、「23,000円」を「24,000円」に、「104,000円」を「111,000円」に、「46,000円」を「49,000円」に、「154,000円」を「164,000円」に、「80,000円」を「85,000円」に、「277,000円」を「294,000円」に、「126,000円」

を「134,000円」に、「464,000円」を「493,000円」に、「188,000円」を「200,000円」に、「808,000円」を「859,000円」に、「283,000円」を「301,000円」に改め、同号イ(4)の次に次のように加える。

- (例) 誘導併用基準(基準省令第10条第2号イ(1)及びロ(2)に規定する基準並びに同号イ(2)及びロ(1)に規定する基準をいう。次項において同じ。)に適合するものとして認定を受けようとするとき

a 一戸建て住宅

床面積の合計	金額(1棟につき)
200平方メートル未満のもの	36,000円(評価書面の添付がなされたものにあつては、8,700円)
200平方メートル以上のもの	38,000円(評価書面の添付がなされたものにあつては、8,700円)

b 共同住宅又は長屋住宅

床面積の合計	金額(1棟につき)
300平方メートル未満のもの	61,000円(評価書面の添付がなされたものにあつては、14,000円)
300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	96,000円(評価書面の添付がなされたものにあつては、24,000円)
2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	160,000円(評価書面の添付がなされたものにあつては、49,000円)
5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	229,000円(評価書面の添付がなされたものにあつては、85,000円)
10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	432,000円(評価書面の添付がなされたものにあつては、134,000円)
25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	745,000円(評価書面の添付がなされたものにあつては、200,000円)
50,000平方メートル以上のもの	1,338,000円(評価書面の添付がなされたものにあつては、301,000円)

別表第59項第1号ウ中「評価の方法の」を削り、「建築物の区分」を「区分」に改め、同項を同表第60項とし、同表中第31項から第58項までを1項ずつ繰り下げ、第30項の次に次の1項を加える。

3 1 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（令和元年法律第57号）に基づく事務

(1) 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律第15条第2項の規定に基づく輸出証明書（農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律施行規則（令和2年財務省・厚生労働省・農林水産省令第1号）第4条第1号に掲げるものに限る。）の発行 1件につき 870円

(2) 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律第17条第2項の規定に基づく適合施設の認定の申請に対する審査

ア 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律施行規則第23条第1号に掲げる施設認定農林水産物等（飼料を除く。）に係る適合施設の場合 1件につき 20,900円

イ 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律施行規則第23条第2号に掲げる施設認定農林水産物等（飼料を除く。）に係る適合施設の場合 1件につき 10,400円

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項（同法第87条第1項において準用する場合を含む。）又は第18条第3項若しくは第4項（これらの規定を同法第87条の4又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）の規定による確認済証の交付を受けた者であつて、建築物の建築、大規模の修繕若しくは大規模の模様替、用途の変更、建築設備の設置又は工作物の築造の工事に着手しているものに係る建築物の確認等に対する審査の手数料については、なお従前の例による。

（調整規定）

3 この条例及び大津市手数料条例の一部を改正する条例（令和6年条例第69号。以下「令和6年改正条例」という。）による大津市手数料条例の改正については、同条例は、令和6年改正条例によってまず改正され、次いでこの条例によって改正されるものとする。

議案第 6 6 号

大津市廃棄物の処理及び再利用の促進並びに環境の美化に関する条例の一部を改正する条例の制定について

令和 7 年 2 月 1 9 日提出

大 津 市 長 佐 藤 健 司

大津市廃棄物の処理及び再利用の促進並びに環境の美化に関する条例の一部を改正する条例

大津市廃棄物の処理及び再利用の促進並びに環境の美化に関する条例（平成 6 年条例第 1 7 号）の一部を次のように改正する。

第 3 3 条を次のように改める。

第 3 3 条 削除

第 3 7 条中第 3 号を削り、第 4 号を第 3 号とし、第 5 号を第 4 号とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 7 年 7 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日前に改正前の大津市廃棄物の処理及び再利用の促進並びに環境の美化に関する条例第 3 3 条第 2 項の規定により事業系一般廃棄物管理票（以下「管理票」という。）の交付を受けた一般廃棄物収集運搬業者が、同条第 3 項の規定に違反し、管理票を提出せず、又は虚偽の管理票を提出して、事業系一般廃棄物を市の処理施設に搬入した場合における当該処理施設への搬入の停止命令については、なお従前の例による。

大津市リサイクルセンター木戸の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

令和 7 年 2 月 19 日提出

大津市長 佐藤 健司

大津市リサイクルセンター木戸の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

大津市リサイクルセンター木戸の設置及び管理に関する条例（平成 25 年条例第 20 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

大津市木戸さすてなプラザの設置及び管理に関する条例

第 1 条中「資源の有効利用と廃棄物の減量の促進」を「循環型社会の形成の推進」に、「大津市リサイクルセンター木戸（以下「センター」）を「大津市木戸さすてなプラザ（以下「プラザ」）に改める。

第 2 条中「センター」を「プラザ」に改める。

第 3 条中「センターに」を「プラザに」に改め、同条第 1 号、第 2 号及び第 4 号中「資源の有効利用と廃棄物の減量」を「廃棄物の減量、再生可能な資源の利用その他の資源循環の促進のための取組」に改め、同条第 5 号中「センター」を「プラザ」に改める。

第 4 条第 1 項及び第 3 項第 3 号並びに第 8 条から第 12 条までの規定中「センター」を「プラザ」に改める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

大津市景観法施行条例の一部を改正する条例の制定について

令和7年2月19日提出

大津市長 佐藤 健 司

大津市景観法施行条例の一部を改正する条例

大津市景観法施行条例（平成18年条例第8号）の一部を次のように改正する。

第10条第7号ア中「さく、へい」を「柵、塀」に改め、同号に次のように加える。

シ、太陽光を電気に変換し、又は太陽熱を利用する設備及びその附属設備（以下「太陽光発電設備等」という。）（建築物の屋根若しくは屋上又は外壁面（以下「屋根等」という。）に設置するもの及びサに該当するものを除く。）

第10条第8号中「掲げる景観区」を「掲げる景観エリア（景観計画に定めるものをいう。）及び景観重点地区」に改め、同号ア中「緑地景観区及び低層住宅地景観区」を「緑地景観エリア及び低層住宅地景観エリア」に改め、同号ア(4)に次のように加える。

d 前号シに掲げるもののうち、次に掲げるもの

- (a) 垂直距離（建設等を行う太陽光発電設備等（一の敷地、一団の土地又は同一の水面において一体的に利用がなされているもの（以下この号において「一体的利用設備」という。）にあつては、一の太陽光発電設備等とみなす。）の地上又は水面上の部分の最も低い位置にある部分から最も高い位置にある部分までの垂直距離をいう。以下同じ。）が10メートル以下のもの
- (b) 太陽電池モジュール等（建設等を行う太陽光発電設備等の太陽電池モジュール又は集熱板（一体的利用設備の場合にあつては、当該一体的利用設備を構成する全ての太陽電池モジュール又は集熱板）をいう。以下同じ。）の面積の合計が1,000平方メートル以下のもの

第10条第8号イ中「中高層住宅地景観区、一般市街地景観区、沿道市街地景観区、準工業地景観区及び近隣商業地景観区」を「市街地景観エリア及び沿道市街地景観エリア」に改め、同号イ(Ⅱ)に次のように加える。

d 前号シに掲げるもののうち、次に掲げるもの

(a) 垂直距離が10メートル以下のもの

(b) 太陽電池モジュール等の面積の合計が1,000平方メートル以下のもの

第10条第8号ウ中「工業地景観区及び商業地景観区」を「工業地景観エリア及び商業地景観エリア」に改め、同号ウ(Ⅱ)に次のように加える。

d 前号シに掲げるもののうち、次に掲げるもの

(a) 垂直距離が10メートル以下のもの

(b) 太陽電池モジュール等の面積の合計が1,000平方メートル以下のもの

第10条第8号エ中「市街地水辺景観区、集落水辺景観区、砂浜樹林景観区、山岳水辺景観区、ヨシ原樹林景観区及び河畔林景観区（水辺景観特別地区）」を「市街地水辺景観エリア、集落水辺景観エリア、砂浜樹林景観エリア、山岳水辺景観エリア、ヨシ原樹林景観エリア及び河畔林景観エリア（水辺景観特別エリア）」に改め、同号エ(Ⅱ) a から c までの規定中「へい」を「塀」に改め、同号エ(Ⅱ) d 中「10メートル未満」を「10メートル以下」に改め、同号エ(Ⅱ) 中 e を f とし、d の次に次のように加える。

e 前号シに掲げるもののうち、次に掲げるもの

(a) 垂直距離が10メートル以下のもの

(b) 太陽電池モジュール等の面積の合計が1,000平方メートル以下のもの

第10条第8号エ(Ⅱ) a 中「堆積^{たい}」を「堆積」に改め、同号オ中「市街地水辺景観区、集落水辺景観区、砂浜樹林景観区、山岳水辺景観区、ヨシ原樹林景観区及び河畔林景観区（水辺景観特別地区）」を「市街地水辺景観エリア、集落水辺景観エリア、砂浜樹林景観エリア、山岳水辺景観エリア、ヨシ原樹林景観エリア及び河畔林景観エリア（水辺景観特別エリア）」に改め、同号オ(Ⅱ) a から c までの規定中「へい」を「塀」に改め、同号オ(Ⅱ) d 中「10メートル未満」を「10メートル以下」に改め、同号オ(Ⅱ) 中 e を f とし、d の次に次のように加える。

e 前号シに掲げるもののうち、次に掲げるもの

(a) 垂直距離が10メートル以下のもの

(b) 太陽電池モジュール等の面積の合計が1,000平方メートル以下のもの

第10条第8号オ(Ⅱ) 中「のり面」を「法面^{のり}」に改め、同号オ(Ⅲ) 中「のり面」を「法面」に改め、

同号に次のように加える。

カ 堅田景観重点地区

(7) 建築物（次に掲げるものに限る。）の建築等

- a 新築、増築、改築又は移転の場合において、次の(i)又は(ii)に掲げる建築物の区分に応じ、当該(i)又は(ii)に定めるもの

(i) 屋根等に太陽光発電設備等を設置する建築物 新築、増築、改築又は移転の行為に係る部分の床面積の合計が10平方メートル以下のもの（これらの行為をした後の建築物の高さが5メートルを超えることとなるものを除く。(ii)において同じ。）（塀を除く。）で、かつ、これらの行為に伴い設置する太陽光発電設備等の太陽電池モジュール等の面積の合計が10平方メートル以下のもの

(ii) (i)に掲げる建築物以外の建築物 新築、増築、改築又は移転の行為に係る部分の床面積の合計が10平方メートル以下のもの（塀を除く。）

- b 新築又は移転の場合において、高さが1.5メートル以下で、かつ、長さが10メートル以下の塀
- c 増築又は改築の場合において、これらの行為をした後の高さが1.5メートル以下で、かつ、長さが10メートル以下の塀
- d 外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更の場合において、これらの行為に係る部分の面積が10平方メートル以下のもの

(ii) 工作物（次に掲げるものに限る。）の建設等

- a 前号アに掲げるもののうち、高さが1.5メートル以下で、かつ、長さが10メートル以下のもの
- b 前号イからカまで及びクからコまでに掲げるもののうち、高さが5メートル以下のもの
- c 前号キに掲げるもののうち、高さが1.5メートル以下で、かつ、その築造面積の合計が100平方メートル以下のもの
- d 前号サに掲げるもののうち、高さが10メートル以下のもの
- e 前号シに掲げるもののうち、次に掲げるもの
- (i) 垂直距離が5メートル以下のもの
- (ii) 太陽電池モジュール等の面積の合計が100平方メートル以下のもの
- f 外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更の場合において、

これらの行為に係る部分の面積が10平方メートル以下のもの

(7) 面積が1,000平方メートル未満の開発行為

(イ) 政令第4条第1号に掲げる行為のうち、切土又は盛土により生ずる法面の高さが1.5メートル以下で、かつ、長さが10メートル以下のもので、これらの行為に係る部分の面積が100平方メートル以下のもの

(ロ) 政令第4条第2号に掲げる行為（木竹の植栽を除く。）のうち、次に掲げる行為

a 高さが5メートル以下の木竹の伐採

b 林業を営むために行う木竹の伐採

(ハ) 政令第4条第4号に掲げる行為のうち、次に掲げる行為

a 高さが1.5メートル以下で、かつ、その堆積に係る部分の面積が100平方メートル以下のもの

b 堆積された物件を外部から見通すことができない場所での土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積

c 土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積の期間が30日を超えて継続しないもの

(ニ) 政令第4条第5号に掲げる行為のうち、盛土により生ずる法面の高さが1.5メートル以下で、かつ、長さが10メートル以下のもので、これらの行為に係る部分の面積が100平方メートル以下のもの

キ 坂本景観重点地区及び大津百町景観重点地区

(7) 建築物（次に掲げるものに限る。）の建築等

a 新築、増築、改築又は移転の場合において、次の(イ)又は(ロ)に掲げる建築物の区分に応じ、当該(イ)又は(ロ)に定めるもの

(イ) 屋根等に太陽光発電設備等を設置する建築物 新築、増築、改築又は移転の行為に係る部分の床面積の合計が10平方メートル以下のもの（これらの行為をした後の建築物の高さが5メートルを超えることとなるものを除く。(ロ)において同じ。）（塀を除く。）で、かつ、これらの行為に伴い設置する太陽光発電設備等の太陽電池モジュール等の面積の合計が10平方メートル以下のもの

(ロ) (イ)に掲げる建築物以外の建築物 新築、増築、改築又は移転の行為に係る部分の床面積の合計が10平方メートル以下のもの（塀を除く。）

b 新築又は移転の場合において、高さが1.5メートル以下で、かつ、長さが10メ

メートル以下の塀

- c 増築又は改築の場合において、これらの行為をした後の高さが1.5メートル以下で、かつ、長さが10メートル以下の塀
- d 外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更の場合において、これらの行為に係る部分の面積が1.0平方メートル以下のもの

(Ⅱ) 工作物（次に掲げるものに限る。）の建設等

- a 前号アに掲げるもののうち、高さが1.5メートル以下で、かつ、長さが10メートル以下のもの
- b 前号イからカまで及びクからコまでに掲げるもののうち、高さが5メートル以下のもの
- c 前号キに掲げるもののうち、高さが1.5メートル以下で、かつ、その築造面積の合計が100平方メートル以下のもの
- d 前号サに掲げるもののうち、高さが10メートル以下のもの
- e 前号シに掲げるもののうち、次に掲げるもの
 - (ⅰ) 垂直距離が5メートル以下のもの
 - (ⅱ) 太陽電池モジュール等の面積の合計が100平方メートル以下のもの
- f 外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更の場合において、これらの行為に係る部分の面積が10平方メートル以下のもの

(Ⅲ) 面積が1,000平方メートル未満の開発行為

(ⅰ) 政令第4条第1号及び第5号に掲げる行為

(ⅱ) 政令第4条第2号に掲げる行為（木竹の植栽を除く。）のうち、次に掲げる行為

- a 高さが5メートル以下の木竹の伐採
- b 林業を営むために行う木竹の伐採

(ⅲ) 政令第4条第4号に掲げる行為のうち、次に掲げる行為

- a 高さが1.5メートル以下で、かつ、その堆積に係る部分の面積が100平方メートル以下のもの
- b 堆積された物件を外部から見通すことができない場所での土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積
- c 土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積の期間が30日を超えて継続しないもの

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 7 年 1 1 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第 1 0 条の規定は、この条例の施行の日以後に着手する行為について適用し、同日前に着手した行為については、なお従前の例による。

(大津市屋外広告物条例の一部改正)

- 3 大津市屋外広告物条例（平成 2 0 年条例第 5 3 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 7 号中「景観区」を「景観エリア」に改める。

議案第 69 号

大津市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

令和 7 年 2 月 19 日提出

大 津 市 長 佐 藤 健 司

大津市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

大津市営住宅の設置及び管理に関する条例（昭和 63 年条例第 25 号）の一部を次のように改正する。

第 10 条第 4 項第 1 号中「第 40 条」を「第 59 条」に改める。

別表第 2 昭和第三団地の項中「16」を「11」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 10 条第 4 項第 1 号の改正規定は、公布の日又は住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 43 号）の施行の日のいずれか遅い日から施行する。

議案第70号

大津市大津駅西地区都市再生住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する
条例の制定について

令和7年2月19日提出

大津市長 佐藤 健司

大津市大津駅西地区都市再生住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する
条例

大津市大津駅西地区都市再生住宅の設置及び管理に関する条例（平成24年条例第61号）の
一部を次のように改正する。

第2条中「22戸」を「21戸」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第 7 1 号

財産の処分について

次のとおり財産を処分することについて、大津市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 3 9 年条例第 2 1 号）第 3 条の規定により、議会の議決を求める。

令和 7 年 2 月 1 9 日提出

大 津 市 長 佐 藤 健 司

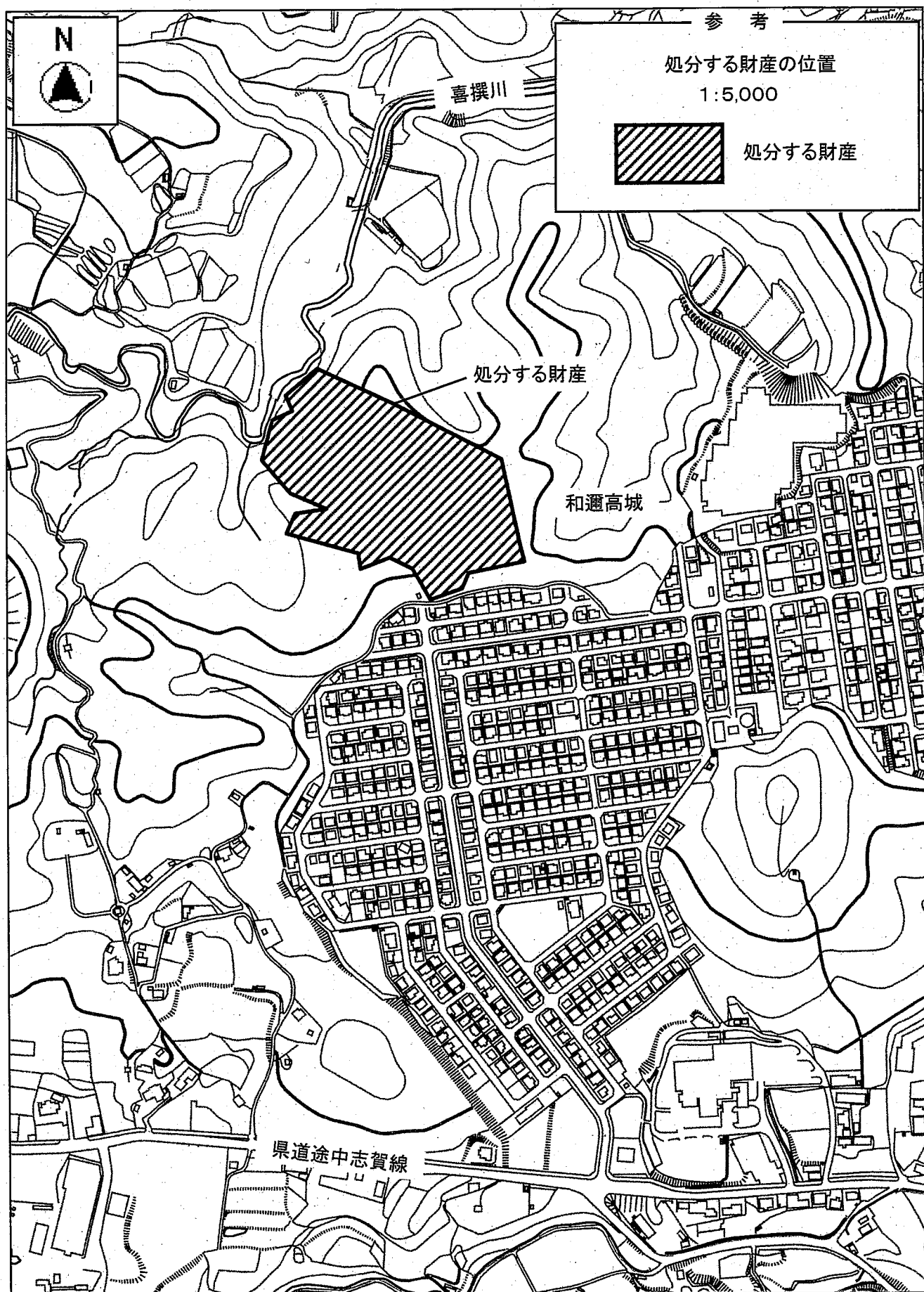
1 処分する財産 土地

所 在 大津市和邇高城字青市 5 6 2 番、5 6 3 番、5 6 4 番、5 6 5 番、同番
1、5 6 6 番、同番 1、5 6 7 番、同番 1、5 6 8 番、5 6 9 番、5 7 2
番及び 5 7 3 番並びに同町字カイバミ 5 8 1 番

面 積 2 6 , 3 2 2 . 7 9 平方メートル

2 処 分 価 格 6 5 , 1 0 0 , 0 0 0 円

3 処分の相手方 大津市浜大津四丁目 7 番 6 号
株式会社山崎砂利商店



議案第72号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和7年2月19日提出

大津市長 佐藤 健 司

- 1 公の施設の名称 大津市ふれあいプラザ
- 2 指定管理者 大津市浜大津四丁目1番1号
浜大津都市開発株式会社
- 3 指定期間 令和7年4月1日から令和10年3月31日まで

議案第73号

包括外部監査契約の締結について

次のとおり地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の27第2項に規定する包括外部監査契約を締結することについて、同法第252条の36第1項の規定により、議会の議決を求める。

令和7年2月19日提出

大津市長 佐藤 健 司

- 1 契 約 金 額 12,000,000円を上限とする額
- 2 契 約 期 間 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
- 3 契約の相手方 京都市西京区御陵大枝山町六丁目29番地の9

公認会計士 新井 英植